

平成26年1月23日

問い合わせ先
海上保安庁第四管区海上保安本部
警備救難部環境防災課長 松尾 秀昭（内線3310）
TEL052-661-1611



平成25年の海洋汚染の状況（速報）

平成25年の第四管区海上保安本部管内における海洋汚染確認件数は74件で前年（59件）と比べ15件増加しています。なお、平成25年末の廃船の残存隻数は41隻（前年41隻）でした。

1 海洋汚染の確認件数

海洋汚染の確認件数は、

① 油による汚染	33件（前年24件：+9）
内訳：	
船舶からのもの	14件（前年6件）
陸上からのもの	6件（前年9件）
排出源不明のもの	13件（前年9件）
② 油以外（廃棄物、工場排水等）による汚染	40件（前年28件：+12）
内訳：	
船舶からのもの	0件（前年1件）
陸上からのもの	40件（前年27件）
排出源不明のもの	0件（前年0件）
③ 赤潮	1件（前年7件：-6）
合計	74件（前年59件：+15）

となっています。

① 油による汚染

船舶からの14件の内訳は、ビルジ（船底に溜まった海水混じりの油類）・貨物油残油の違法排出による悪質なものが2件、航行・曳航中の海難（沈没）によるものが2件・無人係留中に浸水したものが3件、燃料搭載・移送時等におけるバルブ操作等の取扱い不十分によるものが4件、開閉設備の油圧ホース破損等によるものが3件となっています。

陸上からの6件の内訳は、車両事故等が原因のもの2件、施設内配管等の老朽腐食によるもの2件、陸上火災によるものが1件、人的ミスによるものが1件となっています。

排出源が判明しない海上浮流油は、13件となっています。

② 油以外による汚染

油以外の汚染は全て陸上からのものであり、40件の内訳は、工場排水2件（ジクロロメタンを含む汚水、苛性ソーダ（水酸化ナトリウム））、残りの38件については廃棄物であり、主として、一般家庭で発生した家庭ごみ等の不法投棄です。

なお、家庭ごみのポイ捨ても廃棄物の処置及び清掃に関する法律違反になります。

③ 赤潮

一般からの浮流油に関する通報を受け、当庁で確認を行ったところ、赤潮であることが判明したものが1件あり、三重県への通報を実施しました。

2 廃船の状況

平成25年末の廃船残存隻数は41隻で、前年と同数ですが、平成25年中に確認された廃船は、全て所有者を割り出し処理されたことから、平成24年までに確認された41隻が残存していることとなります。なお、残存隻数のうち40隻が、FRP船（強化プラスチック製）です。

3 第四管区海上保安本部の取り組み

第四管区海上保安本部では、引き続き海洋環境保全のため、「未来に残そう青い海」をスローガンに以下の点を踏まえて、指導・啓発活動及び監視取締りを強力に実施していくこととしています。

- ・ 「油による汚染」は、船舶からによるものの原因のうち

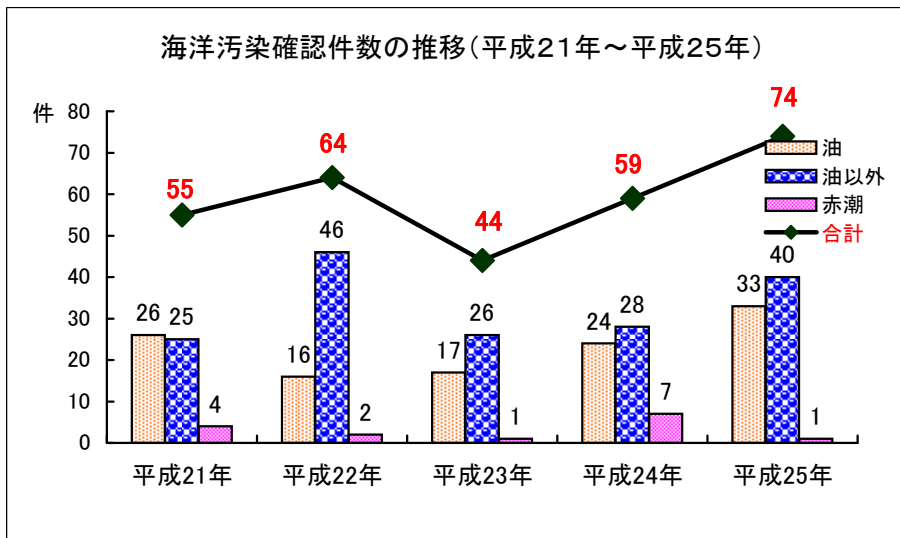
- 燃料給油・移送中のバルブ操作不適切
- 給油船への搭載タンクの指示不適切
- 施設給油担当者との連絡不十分

といった、燃料搭載時等における基本的事項を怠ったことによるものが4件発生しており、船舶に対する燃料搭載時における作業手順確認の徹底等に関する指導を行います。

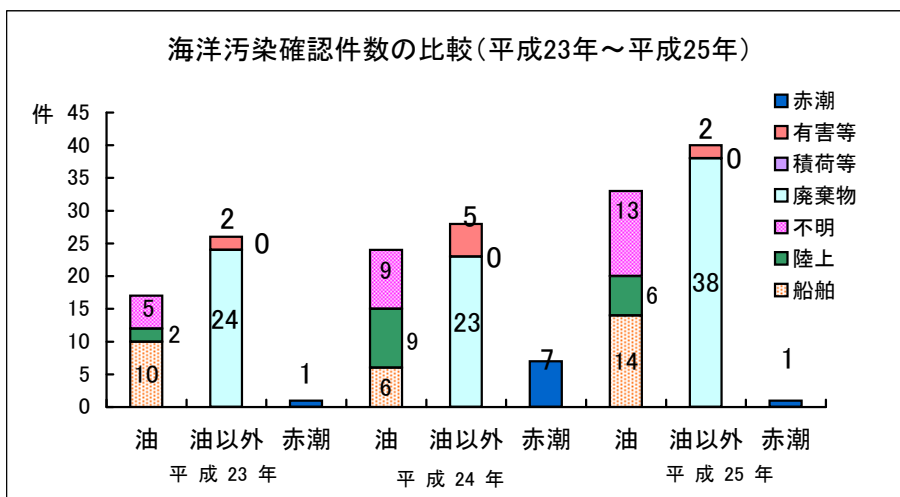
また、陸上からの汚染については、栈橋内・陸上燃料タンクの設備老朽等による油の流出が2件発生していることから、タンカー船等への立入検査に併せ、事業所への注意喚起と県等地方自治体関係部課との連絡体制の強化を行い、再発防止を図ります。

- ・ 油以外による汚染について、家庭で発生したゴミの不法投棄は増加傾向にあることから、更に、海岸や港湾等の管理者、自治体と情報共有を図り、連携した啓発活動・監視取締りを強化していきます。
- ・ 廃船については、引き続き、所有者の特定、撤去指導を行うと共に、所有者が死亡等で撤去不可能な廃船については、地方公共団体に対して廃船情報を提供し処理促進を図ります。

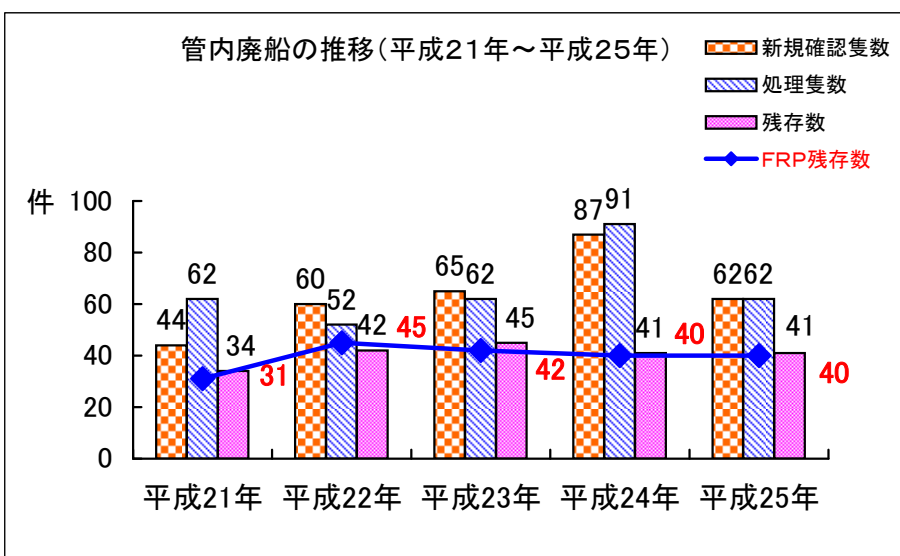
グラフ 1



グラフ 2



グラフ 3



船舶からの油の流出



H25.11.22 発生 四日市港内燃料油移送ミスによる油流出事故において、浮流油を放水拡散する巡視艇あおたき

廃棄物



ポイ捨てされた家庭ごみ

赤潮



廃船

